

令和6年度国分寺市農業委員会活動指針について

国分寺市農業委員会は、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第1条に定める目的達成のため、法第6条に規定する所掌事務を遂行するとともに、当面の諸情勢に鑑み、活動指針を次のとおり定める。

基本方針

国分寺農業は、身近に消費者がいる都市農業の強みをいかし、地産地消が活発で、学校給食などでも地場産野菜の利用が進んでいる。また、都市農業・農地は、農業生産地としての機能のほか、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多面的機能を發揮している。しかしながら、都市化の進展や相続の影響などから、国分寺市においても農地は年々減少しており、農地の保全は喫緊の課題である。

このような情勢の中で、国分寺市農業委員会は生産緑地の追加指定及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく制度の周知・貸借のマッチング、認定農業者の認定・支援、市民との交流事業の開催、鳥獣被害の注意喚起、情報活動の推進等に積極的に取り組んできた。

令和6年度においては、国分寺市農業委員会は農業委員会活動に以下のとおり取り組んでいくこととする。

1. 農地の保全・利活用の推進

①農地保全と利用促進に向けた研究・活動を実施する。

生産緑地制度や相続税納税猶予制度等、農地に関する制度の啓発と適正な執行を図るとともに、引き続き生産緑地の追加指定や、特定生産緑地制度の理解促進のための情報提供を行っていく。併せて、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制度周知と農業者間による具体的な貸借のマッチングを進めるため、農地の貸し手・借り手の意向を情報化した「生産緑地バンク」の研究を進めていく。

②農地の状況を把握し、日常の農地パトロールに加え、「農地の肥培管理基準」に基づき、農地利用状況調査により農地の保全・利用促進に向けた適切な指導等を行っていく。

③遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法

上記①・②の取組を通じ、引き続き、遊休農地の発生防止を図る。

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年4月)	126 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和9年4月)	126 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和16年4月)	126 ha	0 ha	0 %

2. 農業者の意見集約と関係行政機関等への意見の提出

地区別懇談会等の機会を積極的に活用することにより、市内農業者の意見を集約し、必要と認められたときは農地利用最適化推進施策の改善等について関係行政機関等に対し、意見の提出を行っていく。

3. 情報の把握と提供の推進

特定生産緑地制度、都市農地の貸借の円滑化に関する法律、農地法の一部改正による下限面積要件の撤廃等、都市農業をとりまく情勢の変化を的確に伝え、より一層の農地制度への理解を促すため、懇談会の開催や農業委員会だよりの発行等による情報提供を積極的に進める。また、農作物への鳥獣被害が発生していることから、被害の実態把握に努めるとともに、被害防止策の周知を図る。

(1) 懇談会・研修会等の開催・参加

- ①農業・農地に関する市内農業者の意見を集約するため、地区別懇談会を開催する。
- ②農業・農地に関する各種研修会やフォーラム等に参加し、農業の情勢の把握や制度等の研究を行う。

(2) 情報発信・啓発活動の推進

農業委員会だよりを発行して、市内農業者や市民に広く情報を提供し、農業委員会や都市の農地制度、都市農業に関する理解の促進を図る。

(3) 鳥獣被害防止策の情報提供の推進

農作物への鳥獣被害について、JA東京むさし国分寺支店と連携し、被害防止策についての情報提供を行っていく。

(4) 特定生産緑地制度の周知活動の推進

特定生産緑地制度は、都市農地の保全に繋がる重要な制度であるため、引き続き、積極的な情報収集・研究を行うとともに、制度の周知を図り、農業者への理解促進に取り組む。

(5) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係るマッチングの推進と「生産緑地バンク」の研究

平成30年9月より生産緑地の貸借が可能となった制度の周知と農業者間のマッチングを進めるため、JA東京むさし国分寺支店と連携し、「生産緑地バンク」に関する情報共有を図るとともに、個別の聞き取り調査等を実施する。

(6) 市議会との意見交換会の開催

地域農業の更なる発展に向け、現状の課題および必要とする農業振興施策等を共有するため、必要に応じて開催する。

4. 農業委員会組織活動

農業委員会が担うべき役割を十分認識し、東京都の農業委員会組織及び農業委員として次の統一活動に取り組む。

(1) 担い手の育成と農業経営支援活動

- ①市の取組に協力して、認定農業者相談支援チームを中心に認定農業者制度の啓発及び掘り起こしを行うとともに、認定農業者への支援活動を行う。
- ②農業者年金加入推進委員を中心に農業者年金の加入促進に取り組む。

(2) 農業者と市民との架け橋活動

- ① 農ウォーク等の市民との交流事業を実施し、市民から農業に関する理解を得る。
- ② 農業祭等において農業委員会活動や農業に関するPRを行う。
- ③ 市民農業大学を通じ、市民の中から都市農業への理解者や援農ボランティアを育成する。

(3) 強固な農業用施設（鉄骨ハウス等）の設置に向けた活動

都市農業及び農地を保全するため、強固な農業用施設（鉄骨ハウス等）の設置が認められるよう、関係機関に対して働きかける。

5. 日常活動

農業委員一人一人の取組が組織の原動力となることから、日頃から地域での巡回・指導を行う。

- (1) 農地の状況把握に努め、農地の保全と利活用、最適化を進める活動に取り組む。
- (2) 農業委員一人当たり毎月6枚以上を目標に、農業委員活動記録カードを作成し、委員間の情報交換等に役立てる。
- (3) 農地の保全と利活用、最適化を進める強化月間として9月から10月までの間を活動強化月間と定め、一層の推進を図る。